

通所介護のサービス提供中の行為と介護報酬の扱いについて

平成28年8月 三重県長寿介護課

通所介護のサービス提供中に、「その他の行為」等が行われる場合における介護報酬の扱いについては、次の3つのパターンに整理されます。

次頁については、「その他の行為」として想定される具体的な事例において、参考までに、該当するパターンとその考え方を示すものです。介護報酬に係る個別具体的な解釈及び判断については、保険者(市町等)へご相談ください。

通所介護の介護報酬は、適切なマネジメントに基づいて作成された通所介護計画に位置づけられたサービスに要する標準的な時間により、1回のサービス提供に対して算定されるものです。

通所介護のサービス提供中に、サービスを中断のうえ、その他の行為を行うことは、基本的に想定されておらず、この場合は、サービスを中断した時点で、当該回のサービスは終了したものとし、その後、通所介護サービスを再開しても、再開後に係る介護報酬は、算定できないとするのが原則です。

⇒ **【パターン①】が原則です。**

しかしながら、その他の行為について、サービスの中断をせざる得ないような、やむを得ない理由がある場合等においては、中断中に係る介護報酬は、算定できないものの、その後、サービスを再開し、通所介護計画に位置づけられたサービスを提供すれば、再開後に係る介護報酬について、算定が可能と考えられる場合もあります。(この場合、いわゆる介護報酬の「中抜き」算定が可能となります。)

⇒ **【パターン②】が可能な場合もあります。**

なお、サービス提供中の行為が、あくまで通所介護サービスの一部と考えられる場合については、当該行為中も、サービスは中断しておらず、すべての時間に係り、介護報酬の算定が可能となります。

⇒ **【パターン③】は、通所介護サービスが中断しない場合に限ります。**

【パターン①】 ⇒ (A)のみ 介護報酬 算定可
9:00~13:30(4時間30分) ⇒ 「3~5時間」の単位

	開始 9:00	(A)	中断→終了 13:30	(B)	(再開)	(C)	(終了) 17:00
提供内容	通所介護サービス			その他の行為	通所介護サービス		
介護報酬	算定可			算定不可	算定不可		

【パターン②】 ⇒ (A)+(C) 介護報酬 算定可
9:00~13:30+15:00~17:00(6時間30分) ⇒ 「5~7時間」の単位

	開始 9:00	(A)	中断 13:30	(B)	再開	(C)	終了 17:00
提供内容	通所介護サービス			その他の行為	通所介護サービス		
介護報酬	算定可			算定不可	算定可		

【パターン③】 ⇒ (A)+(B)+(C) 介護報酬 算定可
9:00~17:00(8時間00分) ⇒ 「7~9時間」の単位

	開始 9:00	(A)	13:30	(B)	15:00	(C)	終了 17:00
提供内容	通所介護サービス			通所介護サービス	通所介護サービス		
介護報酬	算定可			算定可	算定可		

<注> 1日に複数の単位(午前・午後)を実施する事業所においては、午前の単位のサービス提供中に、その他の行為をもって中断し、終了した場合であっても、改めて午後の単位でサービスを提供すれば、計2回の利用として、各々の介護報酬を算定することも可能です。(適切なマネジメントに基づくことを前提とします。)ただし、1回のサービス提供時間が、3時間未満の場合は、制度上、介護報酬の算定は原則不可です。

その他の行為等の事例		該当パターン	考 え 方
(1)	医療機関での受診	やむを得ない場合	パターン② ●緊急やむを得ない場合については、厚生労働省のQ&Aに示されている。(H15.5.30 介護保険最新情報 vol.151) ●その他、主治医等の判断により、やむを得ない理由と認められる場合は、「中抜き」算定が可能と考える。
(2)		上記(1)以外の場合	パターン① ●サービス提供中に必要となるやむを得ない理由がない限り、その時点で終了となる。
(3)	外部のあん摩マッサージ指圧師等によるマッサージ等		パターン③ 【※】 ●通所介護の従業者が立会い、見守り等を行ったうえで、機能訓練の一環として、事業所が招へいた有資格者に依頼するのであれば、通所介護サービスの一部と考える。 【※】利用者から別料金を徴収する場合は、パターン①に該当する。
(4)	外部の講師等による健康指導、健康相談等		パターン③ ●通所介護サービスの一部と考えるが、通所介護の従業者が立会い、見守り等を行うことが求められる。
(5)	理美容サービス		パターン② ●厚生労働省のQ&Aに示されている。(H14.5.14 介護保険最新情報 vol.127)
(6)	併設の有料老人ホーム(又はサ高住)の自室へ戻る行為	やむを得ない場合	パターン② ●サービス提供中に体調を崩したが、通所介護事業所の静養室に空きがなかった等、やむを得ない理由と認められる場合は、「中抜き」算定が可能と考えるが、その状況及び理由、自室へ戻っていた時間等について、サービスの提供記録に明記しておく必要がある。
(7)		上記(6)以外の場合	パターン① ●特段の理由なく、自室へ戻った時点で、当日の通所介護サービスは終了となる。
(8)	居宅介護支援事業所の介護支援専門員によるモニタリング		パターン② ●モニタリング自体は、通所介護サービスとは別の「その他の行為」であるが、利用者が実際にサービスを受けている状況を観察すること等も、モニタリングにおいては必要となるため、やむを得ない理由と考える。
(9)	居宅介護支援事業所のサービス担当者会議		パターン① 【※】 ●サービス提供中に行うことについて、やむを得ない理由は考え難い。 【※】関係者の時間的な都合等により、やむを得ず、サービス提供中に行わざるを得ない場合は、パターン②に該当する。
(10)	保険者(市町等)の要介護認定調査		パターン① 【※】 ●サービス提供中に行うことについて、やむを得ない理由は考え難い。 【※】関係者の時間的な都合等により、やむを得ず、サービス提供中に行わざるを得ない場合は、パターン②に該当する。